



動物レスキュー通信

2015年4月 第23号 (平成27年4月1日発行)

発行元
一般財団法人 国連世界動物救済支援機構 詩月財団

詩月(しづく) : 詩月財団 理事長
愛玩動物飼養管理士 一級
お問い合わせ : sizuku.foundation@gmail.com

犬猫との共生

住宅事情



私の子供の頃は、犬は寝起きも含め、一日の大半を庭においてある大小屋で過ごし、猫は家の中と外を自由に歩き来している。というのが当たり前の光景でした。しかし2000年代に突入し、少子化の影響もあり2003年には15歳以下の子供の数と犬猫の飼育頭数が逆転し、この年に犬の室内飼いが室外飼いの数を逆転しました。その数は年々増えて行き、特に都市部では室内飼いの傾向が強くなり、2007年には犬の飼育世帯の約70%が室内飼いにシフトしました。東京23区と横浜在住のペットと共生している方々を対象とした朝日新聞東京本社広告局「ペット飼育者調査」によると、2011年には犬の約87.1%、猫は83.3%が室内飼いされているのです。この様な背景を元に2000年代に大手住宅メーカーが「ペットとの共生が快適な戸建て住宅」を謳い、様々な商品の開発、販売を始め、現在に至っています。又、集合住宅でも様々な変化が起きています。19923年の関東大震災後、火災に強い鉄筋コンクリート造りのアパートが建てられるようになり、その後19955年頃に日本住宅公団による集合住宅、いわゆる団地が立てられ、集合住宅が全国的に広まりました。その頃はペットに関する規定は存在しなかった為、以前からペットを飼っていた世帯は集合住宅に引っ越してもそのままペットを飼い続けていました。しかし集合住宅で暮らすに不慣れな上、今のようにペットに対するしつけやマナー、ルール等がなかつ

た為、あちこちで鳴き声、糞尿などに関するトラブルが発生しました。この事を受け「公団住宅ではペット禁止」となっていました。住宅公団がペット禁止を打ち出すとその他民営の集合住宅でもそれになり、ペット禁止というルールが全国的に広がってしまっただけです。しかし年月が経つにつれ、人とペットとの関係は変わり、飼育頭数は右肩上がり、そして室内飼育も年々増えて行きました。これにより、番犬という考えから家族の一員だという考え方、いわゆる「コンパニオン・マル伴動物」となり、集合住宅でもその存在を見逃す訳にはいけなくなりました。

人と犬猫の集合住宅事情

1992年に東京都が東京都動物保護管理審議会で集合住宅におけるペット飼育のルール作りが必要であるとして「集合住宅における動物飼養7テール規定」を作成し、ここには他の居住者の立場を尊重し快適な生活環境を維持、向上させる事、ペットの本能や修正を理解し、飼い主としての責任を自覚し、ペットを終生、適正に飼う事、そして悪臭などで近隣に迷惑をかけるように必要なしつけを行う事、などがあげられています。そしてその後、建設省がマンション標準管理規約の大幅改正を行い、1、動物等の種類及び数等の

限定 2、管理組合への届け出又は登録になる飼育動物の把握 3、飼育者が守るべき事項(専有部分での飼育方法、共有部分の利用方法、糞尿の処理等) 4、飼育に起因する被害等に対する責任 5、違反者に対する措置などを規定し、それぞれの集合住宅がこの規約を参考にしている為、集合住宅ではペット不可という風潮から、受入れを意識した動きが加速していき、現在に至るのです。そして今日では様々な需要を受け「ペット可物件」から「ペット共生物件」へと変化しています。特に定められている訳ではありませんが、イメージとして「ペット可物件」とは「ペットを飼ってもよい」と単に飼育を許可されている物件、ペット共生物件とは「ペットとの生活を前提として設計され、快適に暮らせる」物件で掃除が容易で犬猫に優しく傷付きにくい床材や壁紙、足洗い場やリードフック等のペット用の設備が設置されており、住民がペットに理解がある事が前提ですので、飼い主としても安心感もあり、また飼育規約もしっかりとっている為、ペット可物件よりはペットに関するトラブルは発生しにくいと言えます。

これらの背景があるとは言え、ペット共生物件であろうがペット可物件であろうがマナーやルールを守る事はとても重要。マナーが悪いが為に苦情が発生し、犬猫が嫌われ、住宅を追われ、犬猫を手放さなくてはならなくなり挙句の果てには保健所行き、なんて事は絶対にあってはなりません。全ての人が犬猫に寛大な心を持つていく訳ではないのです。犬猫との快適な暮らし、より良い関係づくりのために、犬猫が好きではない人でも不快な思いをしないような配慮やしつけ、マナーを守ること、犬猫と一生を幸せに暮らす事が出来るのです。(詩月)